

誘導灯認定規約(抄)

(目的)

第1条 この規約は、業務規定に基づき誘導灯(誘導灯器具、バッテリーユニット、別置ユニットなどをいう。(以下「器具等」という。))の認定業務を行うために、JEA 誘導灯認定委員会(以下「認定委員会」という。)が行う事項について定める。

(用語の意味)

第2条 この規約で使用する主な用語の意味は、次の各号に定めるところによる。

- (1) **認定** 認定とは、あらかじめ技術基準が消防法令等により示されている器具等及び装置について、当該器具等及び装置が当該技術基準に適合していることを確認することをいう。
- (2) **製造事業者** 器具等及び装置を一貫して製造するものをいい、設計、試験、検査、研究開発等の技術管理を行い、製品に社名を表示するものを含む。製造事業者は、本規約に定める各要求事項について確実に合致し、継続できることに責任をもつことが必要である。認定委員会に事業者登録をされた製造事業者を登録製造事業者という。
- (3) **販売事業者** 製造事業者以外の事業者で、登録製造事業者の製造した認定された器具等及び装置に自社の名義を表示して販売するものを言い、販売物に対するPL法などの販売責任を持つことができる必要がある。
- (4) **型式** 型式とは、器具等及び装置を性能及び構造の主要要素について、グループに区分した範囲をいう。型式は、さらに「内容変更の区分」により細分される。
- (5) **型式認定** 申請された製品が、消防法令及び認定委員会が定めた技術基準に規定された性能及び構造を有することを確認し、細分された一つの型式の範囲で製造、販売することを認めることをいう。
- (6) **内容変更認定** 認定を受けた型式の範囲において、性能、構造、部品及び形状の変化を「内容変更の区分」により行った製品の製造、販売を認めることをいう。
- (7) **基準同等認可** 器具及び装置の部品、材料、機能等部分的なものについて、消防法令等に示された技術基準に適合していることを、確認して認可することをいう。
- (8) **内容変更届出** 認定を受けた型式の範囲において、性能、構造、部品及び形状の変化を「内容変更の区分」により行った製品について、登録製造事業者が行う届出であって、設置場所及び設置台数が特定されている場合に限り認められる。
- (9) **試験機関** 認定のために、製品が消防法令及び認定委員会が定めた技術基準の規定に適合しているかどうかを試験する機関をいい、認定委員会により指定される。
- (11) **書面審査認定** 継続の型式認定及び内容変更認定において、既認定品と同一(内容変更要素に該当しない場合を含む。)であるため認定試験を受けず、書面審査結果により認定を受けることをいう。

(組織)

第3条 誘導灯の認定業務を行うために必要な委員会の構成等は、別に定める誘導灯認定委員会規程による。

(事業者登録)

第4条 誘導灯について、型式認定を受けようとする製造事業者及び認定された器具等に自社の名義を表示して販売しようとする販売事業者は、認定委員会の事業者登録を受けなければならない。

(登録申請)

第5条 登録を受けようとする製造事業者は、製品区分毎に別に定める様式(様式1)により、次の事項を記載した登録申請書を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業者名及び住所
- (2) 製造区分
- (3) 当該製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
- (4) 当該製造区分に係る特定検査設備の名称及び性能又は数
- (5) 業態報告書

2 販売事業者登録を受けようとする事業者は、製品区分毎に別に定める様式(様式2)により、次の事項を記載した申請書を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 販売事業者名及び住所
- (2) 販売しようとする製品の製造区分
- (3) 当該製品を製造する登録事業者名及び住所
- (4) 販売しようとする製品の種類、区分及び型式認定番号
- (5) 業態報告書

(製造区分)

第6条 製造区分は、次による。

- (1) 誘導灯器具
- (2) 誘導灯器具内蔵用電源装置及び活性化付加装置
- (3) 誘導灯器具用表示板
- (4) 誘導灯用信号装置

(登録の基準)

第7条 製造事業者の登録の基準は次のとおりである。

- (1) 器具等及び装置の均一な品質を有する製品の製造を行い、かつ、製品及び部品の検査を行う能力を持つものであること。
- (2) 特定検査設備が、別に定める基準に合格していること。

2 販売事業者の登録の基準は次のとおりである。

- (1) 特定の事業者の製造する製品を販売するものであること。
- (2) 販売する製品に関し、特定の事業者と品質保証の責任を分担し得るものであること。

(特定検査設備)

第8条 登録事業者は、製造区分に従い、表1の特定検査設備を有すること。

2 特定検査設備の性能及び数は、別途に定める。

(以下 省略)